

尼崎市立女性・勤労婦人センター活動団体登録制度要綱

第1 要綱の趣旨

この要綱は、尼崎市立女性・勤労婦人センター（以下「女性センター」という。）において男女共同参画社会づくりに向けた活動を継続的に行う団体を支援するとともに、女性センターとの協働による事業を推進することを目的とする。

第2 登録の要件

この要綱による登録団体（以下「登録団体」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な理由がある場合については、この限りではない。

活動目的に男女共同参画社会づくりに向けた取組が含まれていること。

活動内容が営利活動、政治活動、宗教活動でないこと。

構成員が5人以上で、かつ、代表者及び構成員の半数以上が尼崎市民であること。

女性センターにおいて男女共同参画社会づくりに向けた活動を継続的に行っていること。

参加を希望する者が加わることができること。

第3 登録及び更新手続き等

登録の申請

登録の申請に際しては、次の書類を提出しなければならない。

ア 登録・更新申請書（第1号様式）

イ 活動実績報告書（第2号様式）

ウ 定款、規約又は会則

エ 構成員の名簿

オ その他、必要と認める書類

登録期間

登録承認日から毎年度末までとする。

登録事項の変更

登録団体は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに届け出なければならない。

登録の更新

登録の更新を希望する場合は、別に定める期間に 規定する書類を提出しなければならない。なお、登録の更新を行わない団体については、登録期間満了後1年間は再登録を行うことができないものとする。

第4 支援措置

登録団体に対しては、次の各号に掲げる支援措置を実施する。

女性センターの利用に際しての利用許可申請書の提出期間は、尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、利用しようとする日の4月（多目的ホールにあっては、7月）前の日の属する月の初日から2日前までとする。

部屋の使用料については、規則第6条第2項第1号に規定する減免額を適用する。

女性センターが実施する事業に関する情報を随時提供する。

グループ活動室内のロッカーの優先利用を認める。

活動内容・状況を女性センターのホームページに掲載する。

その他必要と認める支援を行う。

第5 登録団体の責務

登録団体は、次の各号に掲げる事項を実施するように努めなければならない。

女性センターで継続的に活動を行うこと。

女性センター利用者懇談会に出席すること。

女性フェスティバル実行委員会に参画すること。

女性センターの実施する事業に積極的に参加すること。

第6 登録の取消し

登録団体の活動が、女性センターの設置目的に照らして適当でないと認められるときは、当該登録団体の登録を取り消すことができるものとする。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から実施する。ただし、第4の規定については、平成22年10月1日から実施する。

尼崎市立女性・勤労婦人センター活動団体登録・更新申請書

平成 年 月 日

尼崎市 長 あて

次のとおり平成 年度の(新規・更新)登録を申請します。

団 体 名		
所 在 地	〒	
電 話 番 号		
FAX・E-MAIL		
代 表 者	氏 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	
	FAX・E-MAIL	
活 動 目 的		
主 な 活 動 内 容		
構 成 員 数	人(平成 年 月 日現在) (市内在住: 人、市外在住 人)(女性: 人、男性 人)	
連 絡 責 任 者	氏 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	
	FAX・E-MAIL	
添 付 書 類	1 活動実績報告書 2 定款、規則または会則 3 構成員名簿 4 その他()	

